

(平成21年6月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	80 件
国民年金関係	49 件
厚生年金関係	31 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	71 件
国民年金関係	37 件
厚生年金関係	34 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から同年10月まで

私は、昭和41年3月ごろに国民年金に任意加入し、同年4月分からの国民年金保険料を納付していたはずである。社会保険庁の記録では、申立期間の保険料が未納とされているため、社会保険事務所に申立期間の保険料を納付した際の領収書を提示して記録の訂正を求めたところ、社会保険事務所から、「任意加入前の期間の保険料が誤って納付されているため還付する。」という回答があった。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す昭和41年12月28日付の領収証書を所持しており、これが還付された事実は認められないことから、申立人が、国民年金に加入する前の期間として納付することができない申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

申立期間について、制度上、任意加入する前の期間の保険料をさかのぼって納付できないことを理由として保険料の納付を認めないとするのは、信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

## 東京国民年金 事案 4601

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年12月まで  
② 昭和50年4月から51年3月まで

私は、母から勧められ、国民年金の加入手続をした。私の収入が安定するまでは、母が自身の国民年金保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和51年4月ごろに払い出されており、その時点で、保険料を過年度納付することが可能な期間であるとともに、直前の期間は、保険料を過年度納付したことが認められるなど、当該期間に係る保険料を納付することが可能であったにもかかわらず、未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、さらに、申立人の保険料を納付していたとする母親は、当該期間を含めて、60歳に至るまで保険料をすべて納付していることが確認できるなど、納付意識の高さがうかがえる。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入時期についての記憶が曖昧である上、申立人に加入を勧めたとする母親は、自身が国民年金に加入して保険料を納付していたので申立人にも加入を勧めたと説明しているが、母親は、昭和48年1月に任意加入していることが確認できるとともに、母親は、さかのぼって保険料を納付した記憶はないと供述しているなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効によ

り保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 4602

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から49年3月まで

私は、結婚後、しばらくしてから区役所出張所で国民年金の加入手続きをした。加入手続きの際、区の職員から、「2年前までさかのぼって国民年金保険料を納めることができる。」との説明を受け、そのころ、さかのぼって保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金の加入に至る経緯等の加入状況について具体的に説明しているとともに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和49年4月ごろに払い出されており、その時点で、申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間である上、申立人が国民年金の加入手続きを行った際にさかのぼって納付したと主張する金額は、当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 4603

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年12月まで  
私は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に金融機関で納付していた。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年2月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が保険料を一緒に納付していたとする妻の国民年金手帳の記号番号は、申立人と連番で払い出されていることが確認でき、その妻は、昭和49年2月に国民年金に加入して以降、60歳に至るまで自身の保険料をすべて納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月、同年2月、57年6月及び57年10月から58年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月及び同年2月  
② 昭和57年6月  
③ 昭和57年10月から58年12月まで

私は、昭和51年ごろ、自宅の近所の人と老後のために国民年金に加入しようということとなり、国民年金に任意加入した。また、その後に勤めた会社を退職した後も任意加入し、金融機関等で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が厚生年金保険加入中の昭和51年1月及び57年6月に国民年金に任意加入し、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間①については、2か月と短期間であるとともに、当該期間直前の保険料は付加保険料を含めて納付済みであり、申立人の夫の職業等に変更は無く、生活状況等に大きな変化は認められないことから、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間②については、1か月と短期間であるとともに、当該期間直後の保険料は納付済みである上、申立人は、当該月に再度任意加入しており、再加入手続を行いながら保険料の納付を行わなかったとは考え難く、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

加えて、申立期間③については、当該期間直前の保険料は過年度納付していることが確認でき、その時点で当該期間の保険料は納付可能であったにもかかわらず、当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 4605

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から42年3月まで

私は、昭和41年ごろ、生活が苦しい時期であったが、区役所の職員に勧められて国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。所持する国民年金手帳には、申立期間の保険料は納付済みと記録されている。また、社会保険事務所で申立期間の保険料は還付していると言われたが、還付された記憶はない。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は、申立期間を含めた昭和41年度の国民年金保険料を、昭和41年12月及び42年2月に印紙検認により納付していることが確認できる。

また、申立人の特殊台帳によれば、申立期間の保険料の納付状況について、当初は、納付済みと記録され、その後、法定免除及び還付と記録訂正されているが、還付整理簿等の保険料の還付に関する記録は確認できない上、制度上、すでに納付された保険料は免除の対象から除外されるべきものであるとされているのに、申立期間の保険料が免除と記録されていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 東京国民年金 事案 4606

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私は、夫婦二人の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。申立期間の保険料について、夫は納付済みであるのに、私は未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまで国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであるとともに、保険料を一緒に納付していたとする夫は、申立期間を含めて、60歳に至るまで保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は12か月と短期間であり、申立人が、国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたと説明する区役所出張所は、申立期間当時に所在し、国民年金の加入及び保険料の収納事務を取り扱っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月から38年12月まで  
② 昭和45年10月から47年3月まで  
③ 昭和47年7月から48年3月まで

私の国民年金は、妻が加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。昭和48年に自営業の経営が傾くまでは、妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと記憶している。妻が、印紙や納付書で保険料を納付していたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立人が所持する国民年金手帳によると、直前の期間は印紙検認で納付していることが確認できるとともに、申立人が、当時居住していた区では、当該期間中の昭和46年4月に保険料の納付方法が納付書方式となっていることが確認できる。また、申立人は、当該期間及びその前後の期間当時の生活状況等に特段の変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。
- 2 しかしながら、申立期間①及び申立期間③については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする妻から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当該期間当時の状況が不明確である。また、夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻も、当該期間の保険料は未納であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間うち、昭和45年10月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月から48年3月まで  
② 昭和49年7月から同年12月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、父が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付済みであり、当該期間は6か月と短期間である。また、保険料を納付していたとする申立人の父親及び当時同居していた母親は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された昭和49年4月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から40年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から40年6月まで

私は、昭和36年に町役場の勤めで国民年金に加入し、地元納付組織の集金担当者に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が申立期間の保険料を納付組織に納付したとする方法は、申立人が当時居住していた町の保険料の納付方法と合致している。また、申立期間当時、申立人の工場の経営は安定しており、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 4614

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月から同年9月まで  
私の母は、平成6年10月に私が再就職する前に申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は4か月と短期間である。また、申立人の母親が納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた町の納付方法と合致しており、納付したとする保険料の月額は当時の保険料額とおおむね一致している。さらに、父親も、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付したと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から54年12月まで  
私は、54年秋に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後から60歳になるまで、国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人が申立期間の保険料をまとめて納付したとする昭和54年は、第3回特例納付実施期間内であり、申立期間は強制加入期間である。さらに、納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料を特例納付、過年度納付及び現年度納付により納付した場合の金額におおむね一致している。加えて、申立人が納付したとする金額では、申立期間に加えて20歳までさかのぼり申立期間直前の昭和47年10月から50年12月までの未納期間の保険料を納付することができないと説明されたことを具体的に記憶しているとともに、納付したとする金融機関は、当時開設されており、第3回特例納付等による保険料の収納業務を取り扱っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までの期間（37年度中納付済みとされている3か月を除く。）の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和10年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和36年4月から40年3月まで（37年度中納付済みと記録されている3か月を除く。）

昭和37年11月に結婚する前は、私の父親が、結婚後は、私の妻が私の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までの期間（37年度中納付済みと記録されている3か月を除く。以下同じ。）については、申立人は、40年4月から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している上、区の集金人に保険料を納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらったとする納付方法は、当時申立人が居住していた区の納付方法に合致し、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額に合致する。また、申立人は、37年度中3か月納付済み、9か月未納と記録されているにもかかわらず、同一年度内に納付済みと未納が混在する場合に保存することとされている申立人の特殊台帳が保存されていない。さらに、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されている第2人も、当該期間のうち、同居していた37年4月から10月までの保険料が納付済みとなっており、結婚後申立人の保険料を納付していたとする妻も、当該期間のうち、結婚したとする37年11月から38年3月までの期間及び38年度中9か月が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、36年4月から37年3月の期間及び39年4月から40年3月までの期間については、申立人の父親及び妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、36年4月から37年3月までの期間については、同居していた第2人も未納であり、また、39年4月から40年3月までの期間については、申立人の保険料を納

付していたとする妻も未納となっているなど、申立人の父親及び妻が、申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。また、昭和51年4月から同年11月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から49年9月まで  
② 昭和51年4月から同年11月まで

私は、国民年金に加入後の昭和52年1月に国民年金保険料をさかのぼって納付し、領収書も所持している。申立期間②についても、重複納付した領収書を所持している。申立期間の保険料が未納及び還付されていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付した昭和52年1月21日付の領収書を所持している。

申立期間①について、上記の納付時点では、時効により保険料を納付できない期間であるが、平成20年2月に還付決議がなされるまで当該期間の保険料の還付手続が行われた事実は認められないことから、申立人が、時効により納付できない当該期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反する。

また、申立期間②について、申立人は、当該期間の保険料を含む上記昭和52年1月21日付の領収書とは別に、当該期間を含む期間の保険料を納付した52年4月6日付の領収書を所持しており、申立期間②の保険料を重複納付したことが確認できる。当該重複納付に係る還付の処理については、還付リストにおいて還付決議日及び還付金額が記載されているが、それぞれの保険料の納付日は、1回目は申立期間①のそれと同一日、2回目（重複納付日）は2か月半後であり、近接した時期に納付された申立期間①の保険料について、上記のとおり、本来還付されるべきであったにもかかわらず還付された事実は認められず、当時の行政側の還付に係る事務処理に不適切な状況が見られ

ることから、申立期間②の保険料の還付に係る事務処理においても不備があった可能性が考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年7月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から8年3月まで

私は、役所から国民年金保険料の未納通知がきていたため、平成8年8月に納付金額を決めて、送付された納付書で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成6年7月から8年3月までの期間については、申立人が、申立期間の保険料を納付したとする8年8月時点で過年度納付が可能な期間であり、申立人は保険料をまとめて払ったことや、納付した場所に関する記憶が具体的で鮮明であり、申立人の母親も申立人が過年度納付を行ったことを証言している上、納付したとする金額は納付すべき保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、平成6年3月から同年6月までの期間については、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人がさかのぼって保険料の納付を行ったとする8年8月時点では、時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成6年7月から8年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から43年6月まで  
私は、厚生年金保険に未加入である期間を調べ、未納となっている期間の国民年金保険料を昭和50年12月に一回で金融機関に特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、第2回特例納付によりそれまで未納とされていた期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は9か月と短期間である。

また、申立人が保険料を納付したとしている昭和50年12月は、第2回特例納付の実施期間中であり、申立人の特例納付の契機、手続及び納付方法等に関する記憶は具体的である上、納付したとする金額は申立期間を含め国民年金保険料未納期間の保険料を特例納付した場合の金額とおおむね一致しており、申立期間の直前の期間が未納から第2回特例納付による納付済みに記録訂正されている等の記録管理ミスがあるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から48年3月まで  
私は、昭和44年に結婚してから国民年金保険料を妻に任せて納付していた。妻が国民年金に加入した昭和46年以降は、私の保険料と一緒に納付しているはずである。申立期間の保険料が私の分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、保険料の納付場所、納付方法についての記憶は鮮明である。

また、申立期間の前後の保険料は納付済みで、申立期間は、現年度納付が可能な期間であり、申立人の保険料と一緒に納付していた妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっている上、納付日が確認できる昭和59年4月以降は夫婦同一日に納付していることが確認でき、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から50年3月まで  
② 昭和55年4月から58年3月まで  
③ 昭和60年4月から62年7月まで

私は、昭和42年9月に駅前に飲食店を開業した数年後、来店の方に勧められて、国民年金に加入した。最初は国民年金保険料をまとめて納付し、その後は店に集金に来てもらって保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和48年7月から50年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された50年10月時点で過年度納付が可能な期間である上、申立人が納付したとする金額は、当該期間の保険料額と同時に納付したとする50年11月に納付した第2回特例納付の保険料額を合わせた金額と概ね一致しているなど申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和48年4月から同年6月までの期間、申立期間②及び③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、48年4月から同年6月までは、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された50年10月の時点では時効のため保険料を納付できない期間である上、申立期間②及び③は納付していた時期、納付金額や納付回数などの具体的な記憶が曖昧であるなど申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 4630

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月

私は、申立期間の保険料を銀行口座引き落としで納付しており、また、銀行口座に記録がある。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳到達後も国民年金に任意加入し、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間は1か月と短期間で、申立期間前後は現年度納付されている上、口座引き落としの手続を行った時期の申立人の記憶は鮮明で、申立期間に相当すると推認できる保険料が引き落とされている銀行通帳を所持しているなど申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から52年3月まで

私は、結婚後に区役所出張所で国民年金加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。別の区に転居後、未納期間がある旨の通知があり、納付していたことを証明できないため、仕方なく2年分を納付したが、その前の申立期間の保険料についても納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は6か月と短期間である。また、申立人は、結婚後、国民年金の加入手続をし、出張所で保険料を納付していたことを明確に記憶している上、申立期間の後の昭和53年4月から54年3月までの納付記録については、未納とされていたが、申立人の所持する領収書により、平成19年11月に納付済みに訂正されているなど行政側において申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況が見られるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月から50年3月まで  
私が20歳になったとき、父は私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、私が結婚するまでは私と両親の家族3人分の国民年金保険料を一緒に納めてくれていたはずである。婚姻後は私が夫婦二人分の保険料を納めてきた。夫の保険料は納付済みであるのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間については、申立人から提出された家計簿に記載されている50年12月にさかのぼって納付した当該期間の国民年金保険料額は、夫婦二人分の3か月分の保険料額に一致し、一緒に納付したとする夫は当該期間の自身の保険料が納付済みとなっているなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和42年7月から49年12月までの期間については、申立人から提出された家計簿に当該期間に係る保険料額の記載が無く、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人が結婚するまで保険料を納付していたとする父親から当時の手続き及び保険料納付の状況を確認することができず当時の状況が不明確であり、申立人も結婚後の納付方法に関する記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であるなど、申立人及び父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年8月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料が納付することができない期間であり、申立人は、別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭

和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から平成元年7月まで

私は、付加保険料納付による付加年金制度が開始された時から平成元年7月まで定額保険料に加え付加保険料を納付していた。また、昭和48年7月から49年3月までの免除期間の保険料も、役所から指摘を受け追納した。申立期間の付加保険料及び追納した保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年7月から49年3月までの保険料については、申立人は、40年11月以降、申立期間を除き国民年金定額保険料をすべて納付している上、保険料の納付及び免除申請を一緒に行っていたとする夫の当該期間の保険料は納付済みとなっているなど、当該期間の保険料を追納したとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間の付加保険料については、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する国民年金手帳には付加年金制度加入が平成元年8月と記載がある上、申立人が所持する昭和46年4月から48年6月までの期間、49年4月から50年6月までの期間及び50年10月から51年9月までの期間の保険料領収証書の金額に付加保険料額が含まれていないことが確認できるなど、申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から49年3月までの保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月及び同年5月、48年11月及び同年12月並びに56年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から43年3月まで  
② 昭和47年4月及び同年5月  
③ 昭和48年11月及び同年12月  
④ 昭和56年7月から同年9月

私は、20歳になった翌年に転居した際に国民年金に加入して以降、厚生年金保険から国民年金への切替や住所変更の手続を常に心掛け、漏れの無いように国民年金保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間②、③及び④はいずれも2か月及び3か月と短期間である。また、申立期間②については、申立人の所持する国民年金手帳により、当該期間中の住所変更手続が適切に行われていることが確認でき、申立期間③及び④については、当該期間の直後の期間の保険料をすべて納付しているなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①の期間については、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和43年8月以降、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月、同年5月、48年11月、同年12月及び56年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 4637

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月  
私は、結婚後も国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していた。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月と短期間である。また、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を昭和36年4月から60歳になるまですべて納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き60歳に到達するまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、申立期間前後の保険料は納付済みであり、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人夫婦の住所や職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで  
私の夫は、夫婦二人分の国民年金保険料を昭和36年4月から60歳になるまですべて納付していたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き60歳に到達するまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である上、夫婦二人分の保険料を納付していたとする夫は、申立期間のうち昭和46年4月から同年12月までの保険料を納付している。また、申立期間前後の保険料は納付済みであり、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人夫婦の住所や職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 4641

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から49年12月まで  
私の夫は、昭和53年に申立期間の私の国民年金保険料を特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の夫が納付したとする昭和53年は、同年7月から第3回特例納付が実施されており、申立期間は強制加入期間である。さらに、申立人の夫が婚姻後申立人の国民年金の加入手続をしてくれた際に保険料を過年度納付してくれ、その後53年に残りの未納期間について特例納付できることを知って、申立期間の保険料を特例納付してくれたとする説明は具体的であるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 東京国民年金 事案 4642

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年3月から同年5月まで

私は昭和63年3月に就職した会社が申立期間当時厚生年金保険の適用を受けていなかったため、国民年金に加入して保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人は申立期間当初に厚生年金保険から国民年金への切替手続をした経緯等を具体的に説明しており、切替手続をし、保険料を納付したとする区の出張所は保険料の納付等を取り扱っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められ、また、9年6月から10年3月までの期間及び11年4月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年12月  
② 平成9年6月から10年3月まで  
③ 平成11年4月から12年3月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料は区役所の出張所で納付し、申立期間②及び③は区役所で免除申請していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも比較的短期間であるとともに、申立人は申立期間前後に数回、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っているが、いずれも適正に手続を行っている。

申立期間①については、申立人は、平成元年6月以降、初めて申請免除された8年10月までの国民年金保険料を、当該期間を除きすべて納付しており、当該期間は1か月と短期間である上、申立人の保険料の納付方法等の説明は具体的である。

また、申立期間②及び③については、申立人の免除申請手続についての説明は具体的であり、当該期間の前後は申請免除された期間である上、当該期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況に大きな変化は無く、申立期間について申立人の収入状況が改善されていたという事情も見られないことを踏まえると、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料については納付していたものと認められ、申立期間②及び③の国民年金保険料については免除されていたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年6月まで

私は、結婚後の昭和49年3月に、夫に勧められて国民年金に任意加入して以来、国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和49年3月以降、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間の前後の保険料は納付済みとなっている。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は申立期間当時の保険料の納付方法等の説明が具体的である上、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から44年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から44年7月まで

私は、結婚したときに母から国民年金手帳を手渡され、20歳から国民年金保険料を納付してあるので、これからは自分で納付しなさいと言われ、その後は自分で保険料を納付してきた。申立期間の保険料は母が納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳に至るまで申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の特殊台帳によると、昭和46年11月13日に、44年10月から46年3月までを過年度納付し、その前の44年8月及び同年9月の2か月を特例納付していることが確認できるが、特例納付による保険料の納付は、未納期間の古い方から順次うめていくのが原則である上、申立人は母親から「20歳からの保険料を納付している。」と聞いているにもかかわらず、未納期間の最後の2か月間のみが特例納付により納付済みとされているのは不自然である。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする母親は昭和36年4月以降の保険料を完納しており、申立期間当時に保険料を納付するのに十分な資力があつたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年1月から同年3月まで  
私の国民年金保険料は、母が定期的に集金人へ納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入以降、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間前後の保険料は現年度で納付していることが確認できる上、保険料を納付していたとする母親は昭和36年4月以降の保険料を完納している。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立人が主張する集金人に保険料を納付したとする方法は、申立人が居住していた区では、当時は納付書による納付が原則であるが、年金推進委員による訪問徴収も並行して行われていたことが確認できることなど、申立内容に不自然さ見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで

私は、夫と一緒に国民年金保険料を郵便局で納付していたはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人は、申立期間の保険料の納付場所、納付方法の記憶が鮮明であり、申立人の所持する国民年金手帳及び保険料の領収証書から夫婦の保険料は同一日に納付されていることが確認できる上、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出され、一緒に保険料を納付していたとする夫の申立期間の保険料は納付済みとなっていることを踏まえると、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、夫の分と一緒に私の義母が納付しており、また、申立期間の一部は、夫の保険料が納付済となっているにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金保険料をおおむね納付している上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年12月時点で、申立期間は現年度納付が可能な期間である。また、申立人が保険料を納付してくれていたとする義母は、申立期間当時に家計を管理しており、義母が申立人の分と一緒に納付していたとする夫の保険料は、申立期間のうち47年4月から同年9月まで納付済みとなっていることから、義母が申立期間の保険料を納付していたものと推認できる。さらに、申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで  
私の申立期間の国民年金保険料は、妻の分と一緒に私の母が納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は6か月と短期間である。

また、申立人に国民年金への加入を勧め、保険料を納付していたとする母親は、申立期間当時の家計を管理している上、申立人の申立期間前後の保険料を現年度納付で納付していることが確認できることから、母親が申立期間の保険料を納付していたものと考えられる。さらに、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から60年3月まで  
私は、国民年金に加入してから60歳になるまで、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付してきた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年1月から60歳になるまで、申立期間を除き、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付しており、申立期間の定額保険料は納付済みとなっている。また、申立人は、社会保険庁の記録及び申立人が所持する国民年金手帳の記載により、国民年金の加入手続と同時に付加保険料の納付を申し出ており、60歳の国民年金資格喪失まで付加保険料の納付を辞退していないことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私は、申立期間の翌年度の昭和44年6月ごろに、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付書により納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月から60歳になるまで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、申立人が主張する納付書により保険料を納付したとする方法は、当時の過年度納付の方法と合致しているなど、まとめて過年度納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間直前の昭和42年度の保険料を昭和43年3月に現年度納付し、申立期間直後の44年度及び45年度の保険料を47年7月に第1回特例納付及び過年度納付により納付していることが確認でき、申立期間の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から49年12月まで

私たち夫婦は、昭和44年11月に区の出張所で国民年金の加入手続を行い、20歳から43年度までの国民年金保険料を3回か4回に分けてさかのぼって納付した。また、44年度以降の保険料を送付された納付書により納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年4月から49年12月までの期間については、当該期間直後から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が納付書により納付したとする方法は、申立人が居住していた区の納付方法と合致し、保険料を納付したとする区の出張所や金融機関は、保険料の収納を取り扱っていたなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和37年10月から45年3月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人夫婦は、さかのぼって納付したとする保険料の金額の記憶が曖昧であり、また、昭和44年度の保険料を納付書により現年度納付したとする方法は、区が当時採っていた印紙検認方式による納付方法と異なるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された44年11月時点では、特例納付は実施されておらず、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から49年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 4661

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から49年12月まで  
私たち夫婦は、昭和44年11月に区の出張所で国民年金の加入手続きを行い、20歳から43年度までの国民年金保険料を3回か4回に分けてさかのぼって納付した。また、44年度以降の保険料を送付された納付書により納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年4月から49年12月までの期間については、当該期間直後から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が納付書により納付したとする方法は、申立人が居住していた区の納付方法と合致し、保険料を納付したとする区の出張所や金融機関は、保険料の収納を取り扱っていたなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年12月から45年3月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人夫婦は、さかのぼって納付したとする保険料の金額の記憶が曖昧であり、また、昭和44年度の保険料を納付書により現年度納付したとする方法は、区が当時採っていた印紙検認方式による納付方法と異なるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された44年11月時点では、特例納付は実施されておらず、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から49年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 4666

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から46年3月まで  
私の昭和42年1月から46年3月までの国民年金保険料は、妻が自身の保険料と併せて納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の妻は、昭和42年2月に結婚した後の申立期間の保険料の納付方法及び納付場所等を具体的に記憶しており、申立期間の自身の保険料は納付済みであり、結婚前の38年2月に自身の国民年金手帳記号番号が払い出されて以降、業種組合支部に委託する前の47年3月まですべて現年度の納期限内に納付していることが、妻の所持している国民年金手帳から確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年3月から53年2月まで  
② 昭和57年4月から同年9月まで

私は、昭和52年3月に上京後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年6月時点では、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であり、申立人は、56年8月以降、当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みである上、当該期間は6か月と短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の当該期間の国民年金の加入手続及び加入場所等に関する記憶は曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から44年2月まで  
私は、昭和43年12月に会社を退職後しばらくして国民年金の加入手続を行い、再就職後にその間の3か月分の国民年金保険料を市役所で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間については、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間中の昭和44年2月に払い出されており、当該時点では、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能であったこと、また、申立期間後には、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から48年10月まで

私は、20歳になった時、母が私の国民年金の加入手続をしてくれて、厚生年金保険に加入していた期間も含めて国民年金保険料を納付してくれていた。結婚した時に母から「今までの保険料は支払ってきたが、これからは自分で払いなさい。」と言われ国民年金手帳を渡されたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号の払い出された昭和43年6月時点では、申立期間の保険料は現年度及び過年度納付することが可能である上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする母親も、42年7月に国民年金に任意加入し、60歳に到達するまで保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人とその夫は、母親から渡された国民年金手帳の中にあつた印紙検認印を具体的に説明している上、申立人は、申立期間後の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続を適切に行っていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私は、結婚後は自分で国民年金保険料を納付した。申立期間は検認印が無いので未納期間とされているが、昭和45年7月から同年12月までの期間は、印紙検認がされているにもかかわらず、未納期間とされて記録訂正を受けている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みの上、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

さらに、申立期間直前の昭和45年7月から同年12月までの期間は、当初、未納期間となっていたが、申立人が当時居住していた市が保有する被保険者名簿の納付済みの記載と、申立人が所持する国民年金手帳の検認印により納付済期間であると確認され、記録追加と還付がされており、行政側において申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 4677

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月

私は、結婚後の昭和51年9月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を付加保険料を含めて納付してきた。59年1月に国民年金の資格喪失の手続を行ったが、加入期間の保険料を納付しなかったことはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年9月に国民年金に任意加入し、申立期間直前の58年11月まで付加保険料を含めて国民年金保険料を納付している上、その他の国民年金加入期間についても、第3号被保険者期間を除き、付加保険料を含めて保険料を納付しているなど、納付意識が高かったものと考えられ、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

また、市が保有する「収納リスト」では、申立人が付加保険料を納付した記録が無く、社会保険事務所が保有する特殊台帳には、申立人が転入したことが無い住所への住所変更記録があるなど、行政側の記録管理が不適切であった状況も認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで  
私は、20歳で国民年金に加入して以降、未納なく国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は3か月と短期間の1回のみであり、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

また、申立期間に近接する昭和48年5月及び6月の保険料は、当初は未納となっていたが、町の被保険者カード及び国民年金手帳により納付されていたことが確認されたことから、納付済みに記録が訂正されているなど、行政側において申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年9月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月から41年3月まで  
② 昭和46年4月から50年12月まで

私は、申立期間①については、昭和40年9月ごろ居住していた区の出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間②については、48年の夏に実家に帰省した際、姉に保険料を納付するよう諭され、帰宅後すぐ手続をして保険料の納付を再開すると同時に2年さかのぼって保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は7か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和40年9月に払い出されていることから、当該期間の保険料は現年度納付することが可能である上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時の保険料額と一致していること、保険料を納付したとする区役所出張所は申立期間当時開設されていたことが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は昭和42年5月に転居したと説明しているが、特殊台帳には当該住所変更は記載されておらず、45年から不在者として扱われており、その後52年12月に別の区で住所が判明して被保険者台帳の移管が行われていることが確認できることから、その間は、納付書が送付されていなかったと考えられる上、住所が判明した時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年9月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年6月から56年3月まで

私は、婚姻後の国民年金保険料は夫の分と一緒に納付していた記憶がある。夫の保険料だけを納付して自分の分を納付しないことは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月以降、申立期間を除き国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、申立人が自身の保険料と一緒に納付していたとする夫の申立期間の保険料は納付済みとなっている。また、申立期間直後の56年4月から57年3月までの保険料は、56年4月6日に夫婦ともに1年分を前納していることが確認できる上、当該納付済期間のうち56年8月から57年3月までの期間は厚生年金保険加入期間であったためこの期間の保険料は56年10月5日付けで還付決議されていることが、申立人の還付・充当・死亡一時金リストから確認でき、当該還付決議時点において申立期間が未納であったとすれば、時効期間が経過していない54年7月以降の期間の保険料に充当されるべきであるにもかかわらず充当処理が行われていないなど、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、昭和36年4月に夫とともに国民年金に加入し、60歳になるまで継続して国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き60歳に至るまで国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和36年4月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付が可能である上、申立人は、国民年金制度開始時に国民年金に加入したこと及び申立期間の保険料の納付方法について印紙に検認印を受けたことを具体的に記憶しているなど、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月1日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。勤務していた昭和46年11月分から47年6月分までの給与支払明細書の写しがあり、厚生年金保険料が控除されているのは明らかなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録は確認できないが、申立人から提出のあったA社の昭和46年11月分から47年6月分の給与支払明細書の写し及び同僚等の供述から判断すると、申立人は、46年10月から継続して同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる上、厚生年金保険の資格喪失月である47年6月の給与明細書により保険料の控除が確認できることから当該事業所においては、保険料の控除が翌月控除であったものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和46年11月及び同年12月の給与支払明細書に係る厚生年金保険料の控除額及び申立人のA社における昭和46年12月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履



行したか否かについては、元事業主は既に死亡し、申立期間当時のことを知る者はなく、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格取得日に係る記録を平成12年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月1日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A法人に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同本社には、平成12年3月1日から勤務し、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与支払明細書があるので、申立期間も被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給与支払明細書及び勤務誓約書により、申立人は、平成12年3月1日からA法人に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細書の総支給額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管していた健康保険厚生年金保険資格取得届において、申立人の資格取得日が平成12年4月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和46年2月1日にA社（現在は、B社）C支店において厚生年金保険の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の同支店に係る厚生年金保険の資格喪失日を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月15日から同年2月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録がない旨の回答をもらった。

しかし、申立期間に異動はあったが、同社C支店には、申立期間前から継続して勤務していたので、その当時、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、B社の在籍期間証明書及び厚生年金基金の異動記録により、申立人が申立期間の昭和46年1月15日から同年2月1日までについてもA社C支店に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立人は昭和46年1月15日にA社C支店において厚生年金保険の資格を喪失しており、申立期間は被保険者としての記録が無い。

一方、厚生年金基金の異動記録においては、申立人の当該事業所における厚生年金基金の異動（転出及び転入）時期は、昭和46年2月1日となっている。

また、事業主は、申立期間当時、厚生年金保険の資格の得喪に係る届出書は複写式で厚生年金基金の資格の得喪に係る届出書と一体のものであったとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 46 年 2 月 1 日に申立人が当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、4 万 8,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和35年4月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、昭和35年4月は1万8,000円、同年5月は2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月15日から同年6月1日まで

ねんきん特別便により、A社で勤務した期間のうち、B支店に勤務していた期間の一部について、厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。

しかし、申立期間にA社C支店からB支店への異動はあったが、雇用保険や健康保険組合の加入記録により、同社に継続して勤務していたことは明らかであるため、申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の加入記録並びにA社から提出された人事台帳により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和35年4月15日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁のオンライン記録から、昭和35年4月は1万8,000円、同年5月は2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っ

たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かは明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月15日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社の関連会社であるB社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間当時、A社本店からB社に出向になったが、厚生年金保険には、出向になる前から継続して加入しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員暦（人事記録）、健康保険組合の加入記録及び事業主の供述から、申立人は、申立期間について同社に継続して勤務し（昭和47年2月15日にA社から関連会社であるB社へ在籍出向、同年8月1日に関連会社であるC社へ出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社は、申立人がB社へ在籍出向していた申立期間中も、同社が申立人に係る給与計算及び支給を行っていたとすることから、申立人は、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者であったと認めるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年1月の社会保険庁のオンライン記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年8月11日、同年12月28日、17年8月11日及び同年12月29日について、その主張する標準賞与額（50万円、32万円、32万円及び33万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年8月11日は50万円、同年12月28日、17年8月11日は32万円及び同年12月29日は33万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月11日  
② 平成16年12月28日  
③ 平成17年8月11日  
④ 平成17年12月29日

申立期間①、②、③及び④において、事業主であるA社により支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

同社が社会保険事務所に賞与支払届けを提出していないことが判明したので、保険料は時効により納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されないため、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳及び賞与明細一覧表から、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（①の期間は50万円、②、③の期間は32万円及び④の期間は33万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届けを社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する

申立期間①、②、③及び④における標準賞与額（①の期間は50万円、②、③の期間は32万円及び④の期間は33万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和50年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月1日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に関連会社であるC社（現在は、B社）からの出向による異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、厚生年金基金の加入記録及びB社が保有する申立人に係る在籍証明書から判断すると、申立人は、C社及び関連会社A社に継続して勤務し（昭和50年3月1日にC社からA社に出向による異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年4月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は被保険者資格の取得日を昭和50年4月1日として届出を行い、後日、厚生年金基金に対してのみ資格取得日を同年3月1日に訂正する届出を行い、社会保険事務所に対しては訂正する届出を行っていないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月1日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B支店で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社本社から同社B支店への異動はあったが、同社に継続して勤務し厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管する申立人に係る人事個人票・社会保険被保険者台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和48年8月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年9月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤ったとしていることから、事業主が昭和48年9月1日を資格取得日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日に係る記録を昭和44年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から45年3月21日まで

A社の厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会をしたところ、昭和44年10月1日から45年3月21日までの期間について加入の記録がない旨の回答を得た。昭和44年10月1日に就職してから現在に至るまで、A社に継続して勤務しており、人事記録もあるので、申立期間について被保険者であることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する在籍証明書及び「健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から判断すると、申立人がA社に昭和44年10月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び昭和45年3月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、資格取得日について、昭和44年10月1日として届け出るべきところを誤って45年3月21日として届け出たと認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る44年10月から45年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行

していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成16年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年4月1日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間について、同社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出のあった給与台帳により、申立人が同社に平成16年4月1日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳及び平成16年5月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出を誤ったことを認めていることから、事業主が平成16年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会（現在は、B会）本部における資格取得日に係る記録を昭和23年6月1日、喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月1日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A会に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同会は複数回改組及び名称変更を行っているが、昭和21年2月から申立期間も含め、62年1月31日まで継続して勤務しており、当該期間は厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B会の事業主の供述及び申立人の具体的な申立内容から判断すると、申立人が申立期間にA会に勤務していたことは推認することができる。

一方、社会保険事務所の記録では、A会の前身であるC会は昭和23年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同組合を名称変更等したA会本部が同日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、申立人は同日にC会において厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、その後、同年8月1日に新たに厚生年金保険の適用事業所となったA会D支部において同日に被保険者資格を取得するまでの期間において、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、社会保険事務所の記録から、申立人と同様に、C会における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和23年6月1日、A会D支部における取得



日が同年8月1日で、組織の名称変更等に伴い2か月間の未加入期間が生じている従業員が10人確認できる一方、C会における厚生年金保険の被保険者資格喪失日及びA会本部における取得日が同年6月1日で、同会本部に継続して勤務していたほとんどの従業員は、組織の名称変更等があったにもかかわらず、未加入期間が生じていないことが確認できる。

このことについて、B会では、申立期間当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除については不明であるとしている。しかしながら、当時、C会を名称変更等したA会本部から同会D支部に異動した従業員はいずれも同会本部に継続して勤務していたはずであり、また、申立人の供述どおり、申立期間当時、給与計算は同会本部において支部も含めて一括して行っていたと考えられることから、同会同支部が厚生年金保険の適用事業所となる同年8月1日までの2か月間の厚生年金保険の未加入期間にこれら従業員の給与から厚生年金保険料を控除しなかったとは考えられないとしている。このことから、申立人は、申立期間においても、同会本部において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人のA会における申立期間前後の勤務は継続しており、同会D支部が厚生年金保険の適用事業所となる日（昭和23年8月1日）まで、申立人の被保険者資格は、本来、C会が名称変更したA会本部において引き続き有すべきであり、同会が誤って申立人の被保険者資格の得喪に係る届出を行っていなかったものと考えられることから、申立人の同会本部における厚生年金保険の資格取得日を同年6月1日、喪失日を同年8月1日とすることが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年5月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事情を確認できる役員等も見当たらないが、申立人と同日にC会からA会D支部に異動した従業員12人のうち10人についても、申立人と同様に、C会における資格喪失日が昭和23年6月1日とされ、同日から同年8月1日までの厚生年金保険の未加入期間が生じている上、仮に、事業主から申立人の被保険者資格の取得届が提出された場合には、その被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いこと等から、事業主から当該社会保険事務所に対して、申立人の資格の得喪に係る届出は行われていなかったものと考えられる。

その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年6月及び同年7月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東京厚生年金 事案 2347

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和27年1月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月13日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、同社C支所から同社B支店に異動した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B支店から提出のあった人事記録及び事業主の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和27年1月12日に同社C支所から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年3月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年1月及び同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和43年9月2日、資格喪失日を44年4月1日に訂正し、標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月2日から44年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間の加入記録がない旨の回答をもらった。同社は、昭和44年4月にB社と合併したが、合併前の申立期間当時、同社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社が保管する退職金計算書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、同社の当時の経理担当職員は、申立期間当時、同社においては、入社時から全員、雇用保険と厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を控除していたとしている。そして、申立人と同じ業務に従事していた同僚6人は、いずれも申立期間において厚生年金保険の加入記録があり、6人のうち連絡の取れた3人は、申立人は同社に正社員で入社し、厚生年金保険に加入していたはずであると供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、同社で申立人と同じ業務に従事していた6人は、すべて昭和44年4月1日の合併時にA社からB社へ移籍しているが、6人の標準報酬月額が移籍前と移籍後に変更がないことから、申

立期間の標準報酬月額を申立人のB社移籍時の昭和44年4月の標準報酬月額である3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年9月から44年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日及び同社B支社における資格取得日に係る記録を昭和41年12月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月1日から42年1月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社本社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間中に異動はあったが、継続勤務していたことは間違いないので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険は、昭和41年12月1日から42年1月1日まで未加入となっているが、雇用保険の加入記録、同社の就業証明書及び同社からの回答により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和41年12月10日にA社本社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社及び同社B支社における昭和41年11月及び42年1月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成11年7月28日、資格喪失日が18年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月30日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月30日から同年10月1日まで

平成18年9月30日までA社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同日となっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務し、同期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成18年9月の給与から控除されている厚生年金保険料額及び同年8月の社会保険庁の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年11月

18日に申立てに係る資格喪失届訂正願いを提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から同年10月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、平成8年9月1日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び平成8年9月の給与明細書により、申立人は、平成8年9月1日からA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成8年9月分の給与明細書及び社会保険庁の記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成8年10月1日であり、申立期間は厚生年金保険適用事業所としての記録は無い。しかし、同社は同年2月6日の設立時から法人格を有していることから、当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付については不明としているが、事業主は申立人の申立期間において、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていないと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月16日から3年1月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間について1か月の空白期間が生じていた。A社には月末まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書及びA社発行の在勤証明書により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年11月の社会保険事務所の記録から53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主及び同社の関係者の連絡先が不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格喪失日を昭和45年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた昭和37年4月1日から52年6月30日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間に異動はしたが継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、異動年月日、所属先及び職名が記載された従業員台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和45年5月1日にA社B本社から同社C本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年3月の社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和45年4月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係

る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月31日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録から、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和47年11月1日にA社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年10月の社会保険事務所等の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料

について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月31日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録から、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和47年11月1日にA社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年10月の厚生年金基金の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったも

のの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月31日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録から、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和47年11月1日にA社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年10月の厚生年金基金の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったも

のの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月31日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録から、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和47年11月1日にA社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年10月の厚生年金基金の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったも

のの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月31日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録から、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和47年11月1日にA社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年10月の社会保険事務所等の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料

について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 1 委員会の結論

申立人は、平成 15 年 12 月 10 日、16 年 7 月 9 日、同年 12 月 15 日及び 17 年 7 月 8 日について、その主張する標準賞与額（28 万 3,000 円、27 万 6,000 円、27 万 6,000 円及び 28 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成 15 年 12 月 10 日は 28 万 3,000 円、16 年 7 月 9 日及び同年 12 月 15 日は 27 万 6,000 円並びに 17 年 7 月 8 日は 28 万 5,000 円と訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 10 日  
② 平成 16 年 7 月 9 日  
③ 平成 16 年 12 月 15 日  
④ 平成 17 年 7 月 8 日

A社は、申立期間①、②、③及び④に支給した賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所に賞与支払届を提出していなかった。賞与支給明細書で保険料控除が確認できるので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立人が保管している賞与支給明細書から、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（①の期間は 28 万 3,000 円、②及び③の期間は 27 万 6,000 円並びに④の期間は 28 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する

申立期間①、②、③及び④における標準賞与額（①の期間は28万3,000円、②及び③の期間27万6,000円並びに④の期間は28万5,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年9月1日に、また、同社本社における資格取得日に係る記録を同年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とする必要がある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月31日から同年9月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店から本社への異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保有する社員一覧表から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和42年9月1日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年7月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年6月及び同年7月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を42年6月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を3万3,000円、同年7月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月17日から同年8月28日まで

A社に係る厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和42年5月17日から同年8月28日までの期間について記録が無いとの回答を受けた。厚生年金保険料を控除された給料支払明細書があるので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する給料支払明細書及びそれに記載されているメモにより、申立人は昭和42年5月17日にA社に入社し、同年6月及び同年7月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和42年5月については、当該給料支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、昭和42年6月及び同年7月の標準報酬月額については、給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、6月は3万3,000円、7月は3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、同社が既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主が死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C工場に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和39年2月25日、資格喪失日が40年3月21日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を39年2月25日、資格喪失日を40年3月21日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月25日から40年3月21日まで

A社C工場に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年6月5日に、申立期間のA社C工場に係る厚生年金保険被保険者記録が社会保険事務所の記録に無いことについて、同社同工場の所在地域を所管する社会保険審査官に対して不服申立てを行っており、その結果、申立人の同社同工場における厚生年金保険被保険者期間は昭和39年2月25日から40年3月21日であることが確認されている。また、同決定を受けて、社会保険事務所においては、申立人の同期間の標準報酬月額は2万2,000円とされている。

しかしながら、上記期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係

る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされているため、記録上、標準報酬月額の変更は行われたものの、保険給付には反映されない期間とされていることから、申立人は、同期間について、保険給付に反映されるようにしてほしいと申し立てている。

まず、A社保管の申立人に係る辞令原簿、雇用保険の記録及び同社への照会回答結果から判断し、申立人が同社C工場に昭和39年2月25日から40年3月21日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が上記の不服申立てを行うに当たって、社会保険審査官に提出しているA社C工場提出の職歴証明書において、申立人の申立期間に係る報酬月額が2万2,000円とされていること、及び上記のとおり、同期間に係る社会保険事務所の標準報酬月額の記録が2万2,000円とされていることから、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして、厚生年金保険被保険者の資格取得及び喪失の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年2月から40年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和59年8月21日、資格喪失日が平成2年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月22日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月22日から同年8月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失日訂正確認通知書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年6月の社会保険事務所の記録及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から平成8年2月に提出された厚生年金保険被保険者資格喪失日訂正確認

通知書により、申立人の資格喪失日が平成2年8月1日に訂正されていることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和56年9月1日、資格喪失日に係る記録を57年9月1日とし、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年9月1日から57年9月1日まで  
② 昭和57年9月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。両社の両申立期間の保険料控除が確認できる給与明細書を提出するので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、事業主等の供述及び申立人が所持する給与明細書によると、申立人は、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されていると思われる。いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和56年9月から57年8月までの期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に



充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、申立人は、B社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたと申し立てている。

しかしながら、申立期間②に係る申立人の雇用保険の加入記録が確認できないほか、申立人から提出のあった当該期間に係る給与明細書は、当該期間の保険料が納付済みとなっているB社の従業員から提出のあった給与明細書と様式が異なっている上、給与の支給年月が特定できず、当該期間における厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、申立人が申立期間②の当時の同僚の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所のB社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に同社に入社し、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したが、いずれからも申立人が被保険者であったことを確認できなかった。

さらに、事業主は、申立人の勤務形態について、社員履歴が無いことから、臨時雇用であったと考えられるとしている。

このほか、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人が申立期間②に係る給与明細書として主張する当該明細書の「11月分徴収保険料返済」欄に「厚生年金（9月・10月）27,560」と記載されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集してきた関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年3月21日に、資格喪失日に係る記録を同年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月21日から同年6月又は7月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。高校卒業直後の昭和41年3月21日に同期生と一緒に同社に入社し、同じころに退職するまで正社員として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録は無いが、申立人が、同じ高等学校を卒業し、同時にA社に入社したとする同僚及び、同社の厚生年金保険被保険者名簿に記載のある複数の従業員が申立人を記憶していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人及び前述の同僚は、互いに「高校を卒業後、一緒に就職した。」「一緒くらいに辞めたと思う。」と供述していることから、申立人のA社における勤務期間については、当該同僚の厚生年金保険の加入期間（昭和41年3月21日から同年7月20日）と同じと判断することが妥当である。

また、申立人及び前述の同僚並びに従業員からの聴取により名前が確認できた、申立人を除く当時の従業員（B店に勤務していた者を含む）合計33人（支店長一人、室長一人、受付事務9人、経理事務4人、営業職16人、商品配達一人、仕入れ担当職一人）のうち、32人についてはA社本店、C店及びこれ

以外の同社の系列の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で加入記録が確認できることから、申立期間当時、A社等に勤務していたほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

さらに、申立期間当時にA社C店に勤務し、申立人と同じ受付事務に従事していたとされる同僚5人については、全員の厚生年金保険の加入記録が確認できた。

加えて、前述の従業員のうち、厚生年金保険の加入記録が確認できる一人から、A社で初めて支給された給与から厚生年金保険料が控除されていることについて上司に尋ねたところ、「日本人は皆、厚生年金に入るので、強制的に引かれるのだ。」との説明を受けたことを明確に記憶している旨の供述が得られた上、その他の従業員11人が、入社当初の給与から、あるいは毎月の給与から、厚生年金保険料が控除されていたことを記憶している旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚の標準報酬月額が1万2,000円であることから、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の社会保険事務担当者は不明としているが、申立期間のA社本店、同社C店及び同社の系列の事業所のいずれの健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、事業主から申立人の資格取得届及び資格喪失届がそれぞれ提出されたにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ申立人の資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年3月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成5年4月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月19日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務していた申立期間について加入の事実が無い旨の回答を得た。当該期間について厚生年金保険の保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書を提出するので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、給与明細書及び給与の明細メモから、申立人が平成5年4月19日から同年6月14日までA社に勤務していたことが認められる。

また、平成5年5月分の給与明細書及び、当時のA社事業主が作成したと判断できる同年6月分給与の明細メモから、同社で厚生年金保険に加入すべき期間に係る2か月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年5月の社会保険事務所の記録及び同月分の給与明細書から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主が既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から55年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から55年8月まで

私は、自宅に来た区の職員に勧められて国民年金の加入手続をし、集金人に国民年金保険料を納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期等の加入状況及び保険料の納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、また、申立人は、保険料を印紙検認や納付書で納付した記憶は無いと説明している上、保険料は夫婦別々に納付していたと供述しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和44年5月ごろに、夫婦連番で払い出されており、その時点で、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年12月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から49年12月まで

私は、退職後、区役所で国民年金の加入手続をし、毎月郵便局で付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び付加保険料を含む保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人に国民年金への加入及び付加保険料を含む保険料の納付を強く勧めたとする申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、申立人の国民年金への加入状況、保険料の納付状況が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の所有する年金手帳により、申立人は昭和50年1月に任意加入していることが確認でき、制度上、任意加入の場合には、加入手続を行った月以後の保険料の納付は行うことができるものの、申立期間のうち申立人が結婚した49年2月から同年12月までは未加入期間となるため保険料を納付することができない。さらに、申立期間のうち、48年12月及び49年1月については強制加入期間であり、50年1月の加入時点からは、過年度納付が可能であったものの、申立人はさかのぼって納付した記憶が無いとしており、当該期間について、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付してい

たものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から48年3月まで

私は、申立期間は大学卒業直後で、アルバイトや習い事をしていました。当時は経済的に実家に依存していたので、母が市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金への加入手続き及び申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年8月ごろの時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 58 年 6 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 58 年 6 月まで

私は、大学の講義で国民年金は二十歳から加入したほうが良いと聞き、二十歳の誕生日前に母に加入手続及び国民年金保険料の納付を依頼した。母は区役所の支所で国民年金の加入手続をしてくれ、その後は付加保険料を含めて保険料を継続して納付してくれていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び付加保険料を含む保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、申立期間当時の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、母親が申立人の二十歳の誕生日前に加入手続をし、その後の保険料を納付したはずとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 58 年 7 月に払い出されていることが確認でき、当該時点で申立人は学生だったことから国民年金に任意加入しており、制度上任意加入の場合には当該手帳記号番号ではさかのぼって申立期間の保険料を納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 4617

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から48年12月まで

私は、昭和36年に、サラリーマンの妻でも国民年金に加入できると知り、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が居住していた区では、申立期間の当初には採用されておらず、また、申立人は、納付した保険料の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年12月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から46年12月まで

私は、昭和38年に国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を区の集金人に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付したとする保険料の月額は申立期間の大部分の期間の保険料の月額と相違しており、申立期間の保険料の納付に係る記憶が曖昧である。また、申立人の夫は、申立期間について納付済みとなっているものの、申立期間の大部分は、第3回特例納付により保険料を納付しており、申立期間当時は未納となっていたことが確認できるなど、申立期間の保険料を申立人が主張する方法で納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から53年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から53年8月まで

私は、婚姻後、市役所から国民年金に関する通知が届いたため、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を市の出張所や金融機関で納めてきた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の所持する国民年金手帳には「被保険者となった日」欄に「昭和53年9月12日」と記載され、市の保管する被保険者名簿にも「昭和53年9月12日新規取得」と記載されていることから、申立人は当該年月日に国民年金に任意加入していることが確認でき、任意加入の場合は、制度上、保険料をさかのぼって納付することができず、上記被保険者名簿に53年8月以前の期間は「納付不要」と印字されているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が当時居住していた市を管轄する社会保険事務所の昭和43年10月から52年3月までの期間の国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 8 月まで

私は勤務先の医院長夫妻に勧められ、国民年金制度発足時から結婚するまで国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続に関する記憶が無い上、申立人は結婚するまで継続的に保険料を納付していたと説明しているが、申立人の最初の国民年金手帳の記号番号は結婚直前の月の昭和 38 年 8 月に払い出されていることが確認でき、また、申立人にはさかのぼって保険料を納付した記憶が無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 38 年 8 月時点では、36 年 6 月以前は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から 59 年 3 月までの期間及び平成元年 6 月から 5 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月から 59 年 3 月まで  
② 平成元年 6 月から 5 年 5 月まで

私の元妻は、結婚してから離婚するまで、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 50 年 5 月に結婚した以後離婚するまで保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする元妻から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、納付場所、納付方法等の納付状況が不明確である上、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の元妻の婚姻後から平成 10 年 2 月までの 4 回の保険料未納期間を含む保険料納付記録は申立人のものと一致しており、申立期間について妻の保険料も未納となっているなど、申立人の元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、当該期間直後の平成 5 年 6 月から 9 年 3 月までの保険料は夫婦ともすべて過年度納付されていることが確認でき、5 年 6 月から 7 年 3 月までの保険料が一括納付された 7 年 7 月時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から46年3月まで

私は、昭和43年7月に父の転勤に伴って上京した後、どこからの連絡であったかは記憶していないが、国民年金保険料の納付勧奨の電話を受け、44年ごろから保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年10月ごろは第1回特例納付の実施期間であるものの、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶はないと説明しており、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付したとは考えられず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から7年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から7年6月まで

私は、平成6年3月に会社を退社し、国民健康保険に加入するため、市の出張所に行った。その際、出張所職員から国民年金にも同時に加入しなければいけないと言われたため、国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料を市の出張所で納付していたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間当時の保険料額に関する記憶が曖昧である上、申立人が所持する年金手帳には、平成9年1月の時点で基礎年金番号とされた厚生年金保険の記号番号が記載され、国民年金手帳の記号番号の記載はなく、また、申立人は申立期間当時に別の国民年金手帳を所持していた記憶が無いと説明しているなど、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は、平成9年8月に資格得喪記録が訂正されたことにより未加入期間から未納期間に整備されたものであり、申立期間直後の7年7月から同年9月までの保険料は9年8月にさかのぼって納付されていることが確認でき、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から52年12月まで

私は、昭和55年に特例納付の制度を知り、今までの夫婦二人分の全未納期間の保険料を元妻が一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、元妻が夫婦のそれまでの未納期間の保険料をすべて特例納付したとするが、保険料を一緒に納付したとする元妻にも未納期間が散見される。

また、第3回特例納付により申立人は128か月分の保険料を、元妻は77か月分の保険料をいずれも先に経過した月の分から納付していることが確認でき、申立人及び元妻は、当該納付時点で特例納付をしなければ60歳まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要な月数分の保険料をそれぞれ特例納付したものと考えられるなど、元妻が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、国民年金の制度が始まってすぐの昭和36年か37年ごろ、国民年金の勧誘員に勧められて、国民年金に加入した。保険料は、母に頼んで納付してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料の納付を行ったとする母親から聴取することができないため当時の納付状況等が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人は昭和36年か37年に国民年金に加入したと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳記号番号は、41年4月ごろに払い出されていることが確認できる上、その時点において39年1月から40年3月までの期間は、保険料の過年度納付が可能な期間ではあるが、申立人には、保険料をまとめてさかのぼって納付した記憶は無いほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 47 年 9 月までの期間、49 年 1 月から 50 年 1 月までの期間及び 50 年 2 月から 53 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月から 47 年 9 月まで  
② 昭和 49 年 1 月から 50 年 1 月まで  
③ 昭和 50 年 2 月から 53 年 2 月まで

長女が生まれた昭和 42 年 9 月ごろ、私には内緒で夫が市役所で私の国民年金の加入手続をして、47 年 9 月までは、国民年金保険料を夫が自分の小遣いの中から納付してくれていた。47 年 10 月に、義母の勧めもあって私自身で国民年金に加入し、それからは私が自分で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、申立人の夫が加入手続をしたと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳等から昭和 47 年 10 月 19 日に任意加入したことが確認でき、当該期間は、制度上さかのぼって保険料を納付できない期間であるなど申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、別の手帳が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、納付方法等についての記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、50 年 2 月 7 日に資格喪失手続を行い、53 年 3 月 29 日に任意再加入手続を行っていることが申立人の所持する国民年金手帳等

により確認でき、当該期間は、制度上さかのぼって納付できない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から7年2月までの期間、7年5月から同年9月までの期間、7年11月から9年3月までの期間及び9年7月から11年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年11月から7年2月まで  
② 平成7年5月から同年9月まで  
③ 平成7年11月から9年3月まで  
④ 平成9年7月から11年9月まで

私は、平成4年か6年ごろに国民年金に加入したいと区役所に電話したところ、まもなく国民年金手帳と納付書が送付されてきた。国民年金保険料は、送付されてきた納付書により、金融機関や区役所の出張所で納付していた。保険料を納付したことを記載した帳簿を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付期間、納付金額及び納付場所を記載した帳簿を所持しているが、当該帳簿に記載されている納付期間及び納付金額は当時の当該納付期間の保険料額と異なっている上、オンライン記録により確認することができる納付日及び納付期間を基に帳簿の記載内容を確認しても納付期間及び納付金額が相違しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳が交付された平成9年2月時点では、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは

できない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から47年9月まで

私たち夫婦は、昭和45年の婚姻後一緒に区役所で国民年金への加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人夫婦は、昭和45年に国民年金への加入手続を行ったとすときに国民年金手帳を受け取っておらず、手帳を受け取った時期を憶えていないと説明している上、保険料の納付金額の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年8月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から47年9月まで

私たち夫婦は、昭和45年の婚姻後一緒に区役所で国民年金への加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人夫婦は、昭和45年に国民年金への加入手続を行ったとするとときに国民年金手帳を受け取っておらず、手帳を受け取った時期を憶えていないと説明している上、保険料の納付金額の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成4年9月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から43年2月まで

申立期間当初に居住していた町では、私の両親が、また、転居後の町では、私か妻が、私の申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の両親及び妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間のうち、転居前の昭和41年4月から同年11月までの期間については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、当該期間同居していたとする申立人の兄も保険料が未納となっている。また、転居後の41年12月から43年2月までの期間については、申立人及び申立人の妻は納付方法、納付場所、保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人が所持する転居後の町で発行された国民年金保険料領収証兼国民年金手帳保管証には、当該期間の保険料額は記載されているものの、保険料を納付した際に押されることとされている領収印がないなど、申立人の両親及び申立人夫婦が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 4646

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 8 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月から 39 年 3 月まで

私は、区役所職員に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとされる申立人から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であり、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻も、申立期間の保険料が未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 4647

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から49年3月まで  
私の父は、私の国民年金の加入手続をし、私の母は、私の申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続を行ったとされる父親から加入手続の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確であり、また、保険料を納付していたとする母親は、納付方法や納付金額の記憶が曖昧であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年10月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から39年6月までの期間及び40年10月から43年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正15年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年10月から39年6月まで  
② 昭和40年10月から43年9月まで

私は、申立期間当初に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当初の国民年金への加入手続の状況及び申立期間の保険料の納付時期、納付方法、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成元年1月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月から50年6月まで

私は、昭和48年3月に会社を退職し、約3年経過したときに国民年金の加入手続をした。このとき、区の職員から、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付するよう勧められ、数回に分けて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続をした時期や申立期間の保険料を納付した時期、金額等の納付状況の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見あたらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年6月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、妻が昭和41年4月1日に市役所の支所の窓口で一括して納付したはずであり、当時の国民年金手帳には手書きで「納」と記載されているにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人と一緒に保険料を納付していたとする妻は、保険料の納付金額、納付場所、納付時期等の記憶が曖昧であり、申立期間の自身の保険料も未納となっている。また、申立人の所持する国民年金手帳の申立期間の欄には手書きにより「納」と記載されているが、申立人が居住していた市では「保険料の領収の手続は厳格に行っており、検認印に代えて手書きで検認することはなく、類似の事例もない。」と説明しているなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 40 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 40 年 4 月まで

私は、婚姻後実家に帰省した昭和 42 年 4 月ごろに、父と一緒に町役場へ行き、申立期間の国民年金保険料を父に納付してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、保険料を納付したとする町役場は、制度上、過年度保険料の収納を取り扱っていなかったと考えられる上、申立人が納付したとする保険料の額は、当時の保険料額と相違するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 42 年 4 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 44 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 44 年 8 月まで

私の父は、厚生年金保険加入期間と重複して私の昭和 37 年 10 月から 42 年 7 月までの国民年金保険料を納付していた。私は、会社退職後区役所で、重複して納付した保険料が申立期間の保険料に充当されるとの説明を受けた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が厚生年金保険加入期間と重複して申立人の昭和 37 年 10 月から 42 年 7 月までの国民年金保険料を納付し、この保険料が申立期間の保険料に充当されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は 37 年 10 月から 42 年 7 月までの保険料の納付に関与しておらず、当該期間の保険料を納付したとされる父親から当時の保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳を所持していた記憶がないと説明しているなど、申立期間当初の任意加入手続の記憶が曖昧である。さらに、申立人が所持している申立期間後に発行された手帳には、申立期間直後の 44 年 9 月に任意加入資格を取得したと記載されているなど、申立人の父親が申立人の申立期間直前の期間の保険料を重複納付し、申立期間の保険料に充当されていたことを示す周辺事情も見当たらない。加えて、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、国民年金制度発足時に夫婦一緒に国民年金に加入をし、妻が夫婦及び同居していた義妹の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金制度が発足したときに申立人夫婦と一緒に国民年金に加入したことは確認できるものの、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料が未納となっており、申立人の妻が保険料を納付していたとする同居の義妹も、申立期間のうち義妹が 20 歳になった昭和 36 年 8 月から申立期間後の 40 年 3 月までの保険料が未納となっているなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から平成3年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から平成3年7月まで

私は、国民年金に加入してから市に委託された集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付金額等に関する記憶が曖昧であり、申立期間当初の昭和59年6月に厚生年金保険から国民年金への切替<sup>あいまい</sup>手続をしたことを憶えていないと説明している。また、申立期間当時婚姻していた地方議員である夫は、申立期間のうち、制度上国民年金の強制適用被保険者となった61年4月から平成3年7月まで未加入となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、会社を辞めた昭和56年9月ごろに国民年金の加入手続を行い、その後勤務していた会社が厚生年金保険に入れてくれた63年4月の前月までの国民年金保険料を過年度納付書により毎年年末に1年分ずつ納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、毎年年末に過年度納付書で前年度分の保険料をまとめて納付したとしており、申立期間についても昭和63年12月に納付したと説明しているが、申立人に発行された最後の過年度納付書は、平成元年11月に作成されていることがオンライン記録により確認できることから、それまで申立期間の保険料は未納であり、申立人が63年12月に申立期間の保険料を納付していたとは考えられない上、元年11月時点では、申立期間の前半の62年9月以前の保険料は時効により納付することはできず、申立人には、後半6か月分の保険料納付をした記憶は無いことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 4672

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 51 年 9 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、未納分の国民年金保険料全額を 20 歳にさかのぼって納付してくれた。納付金額は 20 万円くらいだったと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納めたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人が国民年金に加入した昭和 53 年 11 月は、第 3 回特例納付の実施期間内であるが、納付したとする金額は、申立期間の保険料を特例納付した場合の金額と大きく相違する上、申立人の国民年金手帳の記号番号と 8 番違いで手帳記号番号が払い出されている妹も、申立人と同様 20 歳から 51 年 9 月までの期間の保険料が未納であるなど、母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から 40 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 40 年 9 月まで

私は、厚生年金保険の手続をするために社会保険事務所に行った際、職員から申立期間の国民年金保険料が未納であることを知らされ、その場で申立期間の保険料を現金で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期及び納付金額等の納付状況等に関する記憶が曖昧である。また、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期に、社会保険事務所において国民年金保険料の収納業務は行われていなかったこと、申立期間である昭和 39 年 8 月の国民年金の被保険者資格取得及び 40 年 9 月の資格喪失の記録は平成 4 年に追加されたものであり、当該記録追加以前に申立期間の保険料未納は把握されていなかったことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 48 年 2 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 4674

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から同年12月まで  
私は、申立期間当時、金融機関の口座振替により国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は金融機関で夫名義の口座から口座振替により申立期間の保険料を納付していたと説明しているが、取引金融機関の取引記録から、申立期間の保険料が残高不足で口座振替されていないことが確認できる上、申立人は納付書により納付した記憶も無いと説明していることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年8月から51年3月まで

私は、昭和53年ごろに役所で「今なら昔の分もさかのぼって国民年金保険料を納付できます。これが最後の機会だから、是非、国民年金に加入し、特例納付した方が良い」と、勧められ国民年金に加入し、特例納付した。その際に、「これで未納はないから」と言われた記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、第3回特例納付で納付した保険料額に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和53年7月に払い出されており、申立人はこの時期に実施されていた第3回特例納付により104か月分の保険料を納付していることが確認できるが、申立人は、厚生年金保険の加入記録が統合される前の当該納付時点において、特例納付をしなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる月数分の保険料を特例納付したと考えられることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から54年3月まで  
私が20歳になった時に、母が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和54年7月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の保険料の納付は、当時実施されていた第3回特例納付及び過年度納付を行う必要があるが、申立人の母親は、申立人の申立期間の保険料をさかのぼって納付したことは無いと説明しているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は上記手帳以外の手帳を所持していた記憶が無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 4678

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から40年3月まで  
私の母親が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であり、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から44年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、57年7月から59年9月までの期間及び63年4月から平成元年3月までの期間の保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月から44年4月まで  
② 昭和57年7月から59年9月まで  
③ 昭和63年4月から平成元年3月まで

私は、申立期間①は、退職するとき会社に国民年金の加入手続をするように言われたので、区役所で加入手続をして国民年金保険料を納付した。申立期間②は、自営業を始め、売上げが悪くなり生活が大変だったので、市役所へ行って免除申請手続をした。申立期間③は、前後の期間が免除期間となっており、同じように免除申請手続をした。申立期間が未加入又は保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料額及び納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和62年12月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人が当該期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は免除申請をしたとする時期及び申請回数に関する記憶が曖昧である。また、上記のとおり申立人の手帳記号番号が払い出されたのは、昭和62年12月であり、当該時点では申立期

間②についてはさかのぼって免除申請を行うことができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間②及び③の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から45年3月まで

私は、父から私の国民年金保険料を20歳の時から納めてくれていると聞いていた。また、私は20歳から家業の飲食店の確定申告書の記載を任されていたが、控除対象として、私と両親の国民年金保険料額を記載していたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付したとする父親から聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和45年3月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人が当時居住していた市が保管している被保険者名簿により、保険料の納付開始は昭和45年4月8日からであることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から51年3月まで

私は、結婚した昭和51年1月の数か月後に、元夫から国民年金に加入するよう言われて、加入手続をし、その時、20歳までさかのぼって国民年金保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の保険料を納付したとする昭和51年及び申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された52年2月は、いずれも特例納付の実施時期ではない上、申立人は、さかのぼって納付したとする保険料額の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年2月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 10 日から 38 年 3 月 21 日まで  
② 昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 5 月 16 日まで  
③ 昭和 41 年 11 月 1 日から 42 年 3 月 25 日まで

平成 20 年 8 月ごろ、社会保険事務所から送付されてきた年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金が支給されたとする時期は、出産のために帰省していたので、脱退手当金の請求手続を行うこともできず、受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間の事業所を退職後の昭和 42 年 8 月 30 日に氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年 9 月 12 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 42 年 9 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 1 日から 43 年 5 月 1 日まで  
平成 19 年 8 月 3 日付けで社会保険事務所から、申立期間について、脱退手当金の支給記録があるとの回答を受けた。  
しかし、会社から脱退手当金の説明を受けたことはなく、請求手続きを行ったことや、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年8月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年ごろから 45 年ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には夫と共に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、同社は昭和 49 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社の事業主も既に死亡していることから、申立期間における申立人の勤務実態や当時の同社の厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の夫は申立期間当時、厚生年金保険被保険者になっているところ、申立人の夫の氏名欄には「扶養者」の印があることが確認できる上、申立人の夫は、申立人を自分の健康保険の被扶養者にしており、昭和 44 年の出産時も扶養していたと供述している。

さらに、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について複数の従業員について照会したところ、回答のあった従業員は、申立人夫婦のほかにも、夫婦で働いていた者がいたが、そのどちらの夫婦も、夫は厚生年金保険に加入していたが、妻は厚生年金保険に入っていなかったとしており、事実、社会保険庁の記録でもどちらの妻も厚生年金保険に加入記録は確認できない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人には具体的な記憶がなく、また、これを確認できる関連資料及び周辺事

情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 5 月 25 日まで  
② 昭和 45 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
③ 昭和 46 年 8 月 21 日から同年 11 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①、B社に勤務していた期間のうちの申立期間②及びC社に勤務していた期間のうちの申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。

A社には昭和 34 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで、B社には 45 年 11 月 1 日から 46 年 3 月 31 日まで、C社には 46 年 8 月 21 日から 56 年 4 月 1 日まで、それぞれ継続して勤務していたので、すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社に当該期間も勤務していたと申し立てている。

しかし、A社から提出された入社・退社名簿及び昭和 34 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人の入社年月日は、昭和 34 年 5 月 25 日であることが確認される上、同所得税源泉徴収簿によれば、申立人の給与からの社会保険料の控除額は、同年 6 月分の給与から控除されていることが確認できる。

さらに、申立人は、A社における上司及び同僚それぞれ一人の名前を記憶しており、そのうち所在が判明した一人に、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況などを照会したところ、申立人が、同社に勤務していたことを記憶しているものの、申立期間①に勤務していたか否かは記憶に無いと供

述している。

そこで、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認でき、かつ、所在が判明した一人の従業員に、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況などを照会したところ、申立人のことを記憶していないと供述している。

- 2 申立期間②については、雇用保険の加入記録から申立人は、B社に申立期間も勤務していたと推認される。

しかし、B社は、社会保険事務所の記録では昭和45年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、適用事業所となっていない。

そして、B社は昭和50年1月1日に適用事業所に該当しなくなっている上、同社の事業主は消息が不明となっており、申立期間②における申立人の勤務の実態や当時の同社の厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、申立人が記憶しているとして名前を挙げた同僚に、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の取扱い状況について照会したところ、申立人が昭和45年10月頃から46年3月まで勤務していたことは記憶にあるが、厚生年金保険料の控除については覚えていないと供述している。

さらに、B社の社会保険責任者及び社会保険担当者も昭和45年12月1日に同社の適用事業所の開設の届出を行ったと供述しており、かつ、明確ではないが、厚生年金保険の新規適用前に従業員の給与から、厚生年金保険料を控除することは無かったと思うとしている。

- 3 申立期間③については、申立人は、C社に当該期間も勤務していたと申し立てているが、雇用保険の加入記録及び同社が保管する健康保険厚生年金保険雇用保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険資格取得年月日は昭和46年11月21日と確認される上、同名簿による雇用保険の加入記録においても、申立人は、同年11月21日に資格取得しており、社会保険事務所及び公共職業安定所の記録と一致している。

また、申立人は、C社における上司及び同僚の名前を記憶していることから、当該上司及び同僚に申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況などを照会したところ、上記の上司及び同僚はともに、申立人が同社に勤務していたことを記憶しているものの、申立期間③に勤務していたか否かは記憶に無く、同社における当時の厚生年金保険の取扱いについては分からないと供述している。

- 4 このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 2 月 1 日から同年 5 月 15 日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、A事務所に勤務した申立期間の標準報酬月額が 12 万 6,000 円と不当に低くなっていた。当該事務所では、手取りで 18 万円の給与を得ていたため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事務所に勤務していた申立期間の標準報酬月額が不当に低すぎると申立てているが、同事務所は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認はできないとしている。

また、申立人が、自分と同額の給与を得ていたと供述しているA事務所における同僚は、当時の給与は申立人と同額ではなく 16 万円であったと供述しているが、これを確認できる資料は無く、社会保険庁の記録では、標準報酬月額は、申立人より低い 11 万 8,000 円であることが確認できる。

さらに、社会保険庁のA事務所に係るオンライン記録では、申立人が退職した後勤務している年齢に近い従業員の資格取得時の標準報酬月額は、11 万 8,000 円となっているなど、申立人の標準報酬月額が不自然であるとは言えない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額に係る訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主から控除された事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの周辺事情及び関連資料を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 1 日まで  
平成 20 年 6 月ごろ、社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録がある旨の回答を受けた。

しかし、脱退手当金の請求手続は行っていないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者番号払出簿には、申立期間の事業所を退職後の昭和 36 年 2 月 27 日に氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年 8 月 15 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 22 日から同年 8 月 1 日まで

ねんきん特別便の年金記録のお知らせにより、A社における厚生年金保険の資格取得日が、平成 17 年 8 月 1 日であることが分かった。同社には、同年 7 月 22 日に入社したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社保管の新人採用報告書により、申立人が、平成 17 年 7 月 22 日から同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、A社から提出のあった賃金台帳において、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

なお、A社の担当者によると、各月の途中で入社した従業員については、翌月の1日付けで厚生年金保険の加入手続きを行い、当該加入月から厚生年金保険料を控除していたとしており、また、同社から提出のあった申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届では、申立人の厚生年金保険の資格取得日を平成 17 年 8 月 1 日として届出を行ったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 1 日から 54 年 12 月 21 日まで

社会保険事務所の記録では申立期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間はA社及びB社に勤務していたはずである。当時の写真があること及び電話帳に勤務先として電話番号が記載されていることから、両社に勤務していたことは間違いないので、調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 A社については、申立人の子から提出のあった写真により、具体的な期間は特定できないものの、申立人が、同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、社会保険事務所の記録には、同社の名称では厚生年金保険の適用事業所は確認できなかった。

また、申立人の子は、同社がC区にあったとしていること及び上記電話帳に記載されている電話番号がD区のものであったことから、A社の社名で両区に存在する商業登記簿を確認したところ、当該登記簿から確認できる事業所は、いずれも解散又は閉鎖されており、また、当該登記簿における事業主に照会したものの、連絡が取れず、申立人に関する供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

### 2 B社については、同社からの回答により、申立人が同社に勤務していた期間は、平成4年6月22日から6年8月20日までであることが確認できる。

また、平成4年6月当時、申立人は既に65歳を超えており、かつ、年金受給資格を満たしていたため、厚生年金保険の被保険者となるものではなかつ

った。

さらに、社会保険事務所のB社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に、同社に勤務していた複数の従業員に照会したが、申立人のことを記憶する者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月から 53 年 6 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録では、同社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、公共職業安定所の記録においても、雇用保険の適用事業所としての記録が無いことが確認できる。

さらに、申立人は、A社の事業主及び同僚の氏名を記憶していたが、その連絡先は不明であり、これらの者から、同社における申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 20 年 12 月 1 日から 22 年 11 月 1 日まで  
②昭和 25 年 1 月 2 日から 28 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A事業所B工場又はA事業所本社に勤務した申立期間①、C事業所又はD社に勤務した申立期間②について、すべて加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれも勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立人は、申立期間①について、A事業所B工場又はA事業所本社に勤務していたと申し立てている。

そこで、申立人のA事業所B工場における勤務状況等について調査したところ、同工場は既に解散しており、申立期間当時の従業員に係る資料は無いこと及び当時の事業主は既に死亡していること等から、申立人に係る勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録から、A事業所B工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 22 年 11 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人は、当時のA事業所B工場における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、社会保険事務所の同工場における厚生年金被保険者名簿により、同工場が厚生年金保険の適用事業所となった同日に、厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者が申立人のほかに 9 名おり、そのうち連絡が取れた 1 名に照会したところ、申立人のことを記憶していないとしており、これらの者から申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

一方、申立人のA事業所本社における勤務状況等について調査したところ、同社は既に解散しており、申立期間当時の従業員に係る記録は無いこと、及び事業主は既に死亡していること等から、申立人に係る勤務の状況や厚生年金保険料の控除については確認することができない。

また、社会保険事務所の記録から、A事業所本社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和22年8月1日であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所のA事業所本社における厚生年金被保険者名簿から、同本社が厚生年金保険の適用事業所となった同日に、厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者が11名確認できるものの、そのうち10名は所在が不明で連絡が取れず、所在が判明した1名は既に死亡しており、これらの者から、申立人に係る勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立期間①のうち、昭和22年8月1日から同年11月1日までの期間については、社会保険事務所のA事業所本社に係る厚生年金被保険者名簿において、整理番号に欠番は無く、記録訂正等の形跡も無いことから、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見られない。

2 申立人は、申立期間②について、C事業所又はD社に勤務していたと申し立てている。

そこで、申立人のC事業所における勤務状況等について調査したところ、同事業所が法人格を取得してD社となったのが、昭和27年12月23日であり、それまではC事業所は個人事業所であり、申立人自身が同事業所の事業主であったと供述していることから、申立人は同事業所においては厚生年金保険の被保険者となることができない。

一方、申立人のD社における勤務状況等について調査したところ、社会保険事務所の記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのが、昭和28年2月1日であることが確認できる。

また、申立人は、D社設立時の昭和27年12月23日から同社が厚生年金保険の適用事業所になった前日の28年1月31日まで同社において事業主であったことから、同社が当該期間厚生年金保険の適用事業所となっていないにもかかわらず、自らの給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人は控除されていたはずであるとするが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①および②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 5 日から 48 年 4 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間について、父親が経営していたA事業所に勤務し、上部団体であるB協同組合（現在は、C社。）を通じて厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該組合に係る厚生年金保険の加入記録が無いという回答をもらった。納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA事業所に勤務し、その上部団体であるB協同組合を通じて厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B協同組合は、申立期間当時における従業員等に関する資料を保管していないことなどから、申立人の厚生年金保険の加入状況や保険料の控除等を確認することはできないものの、社会保険事務所に従業員等の資格喪失届を提出し、健康保険証を返納した後に当該従業員等の給与から厚生年金保険料を控除することは有り得ないと回答している。

また、申立人は、B協同組合における同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の厚生年金保険の加入状況や保険料の控除等について確認することができない。

さらに、B協同組合が加入するD健康保険組合から提出された被保険者名簿の申立人に係る記録には、「資格喪失年月日」欄に「47年5月5日」、また、「備考」欄に「保険証返納 47. 5. 26」とそれぞれ記載されていることが確認できる。

その上、申立人のB協同組合における健康保険の記録は、上記のとおり、昭

和 47 年 5 月 5 日に被保険者資格を喪失しており、社会保険事務所における申立人の厚生年金保険の被保険者記録とも一致している。

加えて、社会保険事務所の B 協同組合に係る厚生年金被保険者名簿において、申立期間の整理番号に欠番は無く、記録訂正等の形跡も無いことから、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月7日から32年5月30日まで

55歳の時、年金を請求するため、厚生年金保険の加入記録を確認してもらったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることが分かった。A社を退職し遠方に転居する際、同社が保管していた年金手帳の受取方法を尋ねられ、郵送してほしいと回答したところ、社会保険事務所から脱退手当金を受け取りに来るよう通知があったが、年金のことは何も分からなかったため、受け取らなかった。

このため、申立期間に係る脱退手当金を受給しているはずはなく、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給対象となる事業所（A社）に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後計8ページに記載されている女性従業員のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和32年5月30日）の前後1年以内に資格喪失した記録があり、脱退手当金の受給要件を満たす者26名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、19名について脱退手当金の支給記録があり、いずれも5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給記録が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和32年7月29日に脱退手当金の支給決定がなされているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。



さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 7 月 21 日から 28 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A事務所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の息子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に、A事務所を通して各種駐留軍施設に勤務していた旨申し立てている。

しかし、当時、駐留軍施設に勤務する日本人従業員の労務管理を行っていたA事務所の業務を引き継いだB局では、申立人に係る人事記録等の資料を保存していないため、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないとしている。

また、申立人が勤務したと主張する各種駐留軍施設について、社会保険事務所のこれらの施設に係る被保険者名簿を確認したが、いずれの被保険者名簿にも申立人の記録は無かった。

さらに、社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を確認したところ、同台帳では、申立人のA事務所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 26 年 5 月 17 日、資格喪失日が 27 年 7 月 21 日となっていることが確認できる。

なお、社会保険事務所の記録から、申立期間後に厚生年金保険の加入記録が確認できるC大学から提出のあった人事台帳により、申立人は、申立期間のう

ち、昭和 28 年 3 月 5 日以降は同大学に採用され、勤務していることが確認できる。

加えて、申立人は既に死亡しているため、申立期間当時の上司や同僚の氏名、連絡先等を確認できず、これらの者から申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年ごろから31年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和27年に入社し、32年まで約5年間勤務したが、加入記録が9か月しかないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間のうち、少なくとも昭和29年ごろから31年7月1日までの期間においてA社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、A社本店では、申立期間当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができないとしている。

一方、申立人及び申立人が記憶していたA社B店の同僚は、申立期間当時の同社同店の従業員数について、申立人を含め8人程度であった旨供述している。

そこで、申立人が記憶していたA社B店の店長及び同僚6人について、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得時期を確認したところ、同店長は同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年4月1日に資格を取得しており、また、厚生年金保険の加入記録が無い2人を除く4人の同僚の資格取得日は、31年6月1日（1人）及び申立人と同日の同年7月1日（3人）であることが確認できる。

また、これら4人の同僚のうち2人は、いずれもA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日よりも2年から3年程度前に同社に入社している旨、当

該同僚本人及び申立人が供述している（なお、残り 2 人については連絡先等が不明であるため入社時期を確認できない。）。

なお、上記同僚のうち 1 人は、A 社への入社から厚生年金保険に加入するまでの期間に厚生年金保険料の給与からの控除は無かったと記憶している旨供述している。

これらを総合的に判断すると、A 社では、申立期間当時、採用した従業員について、入社してから相当期間経過後、厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所の記録では、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 28 年 4 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 40 年 8 月 1 日まで  
申立期間にA社に勤務していたが、この間の厚生年金保険加入記録が無いので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の同僚は、申立人が当時同社に勤務していたことをうかがわせる供述を行っている。

しかしながら、A社から提出された業務員台帳の前歴欄（申立人の履歴書を転記）には、申立人が昭和 41 年 5 月から 42 年 5 月まで在籍していた旨が記録されており、申立人が申立期間当時勤務していたことを確認することができない。

また、申立人のA社への入社を誘ったとされる同僚は、入社後 1 年 7 か月経過後に厚生年金保険に加入しており、他の複数の同僚等の厚生年金保険加入状況を確認したところ、入社日と厚生年金保険加入日に 2 か月から 2 年 6 か月の差異があることから、A社では、必ずしも全従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間中に、交通事故を起こしてB病院で治療しているところ、病院の診療履歴は保存期間の経過に伴い廃棄処分されており、健康保険証の使用に関して確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から同年 11 月 11 日まで

申立期間に、A社B支部に営業職員として勤務していたが、同期間の厚生年金保険の加入記録が無い。健康保険証をもらい、病院に通ったことも覚えているので、同期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社B支部に勤務し、同期間について厚生年金保険の被保険者であることを申し立てている。

しかしながら、A社では、厚生年金保険の加入を本社で一括して行っているところ、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に係る記録を確認したが、申立人の名前は見当たらない。

また、A社では、申立人について、厚生年金保険の加入記録を調査したが、申立人の名前は同社の記録には見当たらず、在籍についても資料が無く確認することができなかつたとしており、さらに、同社では申立期間当時、営業職員の場合は、入社してから3、4か月の研修期間があり、その間は社会保険に加入させず、その後も成績によっては加入させないまま、退職した者もいたと供述している。

加えて、C健康保険組合の健康保険の加入記録については、同組合の被保険者情報の保存期間が経過しているため、確認ができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月 29 日から同年 11 月 1 日まで  
昭和 60 年 5 月から A 社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、同期間も給与から厚生年金保険料は控除されていた記憶があるので、同期間について被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人が A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、A 社は昭和 60 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていない。また、同社の代表取締役（申立期間当時の取締役 B 局長）も、同社は、同年 11 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となったとしている。

さらに、同社の申立期間当時の経理係長は、厚生年金保険料を控除したのは昭和 60 年 11 月からであり、申立期間については保険料を控除していないと供述している。

加えて、A 社で申立人と同時期に入社し、被保険者資格を取得している従業員 1 名については、申立期間に国民年金保険料を納付していることが社会保険庁の記録により確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 21 日から 37 年 6 月 1 日まで  
臨時雇としてA局に入局していた申立期間について厚生年金保険加入記録が無い。厚生年金保険料は控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A局の勤務記録カードにより、申立人が昭和36年6月21日に同社に入局し、平成16年4月1日まで継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時に、局に「グリーンかオレンジの色の自分の年金手帳があった。」と供述しているが、当時、厚生年金保険において年金手帳は発行されていない。

また、申立人は「証紙のようなものを年金手帳に添付していた記憶がある」と供述しているが、印紙をもってする歳入金納付に関する法律（昭和23年7月12日法律第142号）によると、当時、健康保険印紙はあるが、厚生年金保険料の納入において証紙や印紙を使用することとはなっていない。

さらに、A局は、昭和34年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、社会保険事務所が保管する同局の被保険者名簿によると、同日に6名の資格取得が行われた後、同年12月1日に全員取得取消(日雇加入)との記載があり、同名簿においてこれ以降は従業員の資格取得は行われておらず、結果的に、同局においては、従業員の厚生年金保険加入の取扱いが行われなかったことが確認できる。これについて同局の現在の人事責任者は、申立期間当時は、臨時雇の者の厚生年金保険加入の取扱いについては局長の判断に委ねられていたと供述している。なお、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、同局の被保険者名簿に被保険者はいないところから、同僚照会はできなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 月 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、昭和 42 年 9 月から 43 月 4 月まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているところ、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人が、申立期間について同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が氏名を記憶しており、かつ、申立人と同様の仕事をしていたとする複数の同僚についても、社会保険事務所の記録から、厚生年金保険の被保険者資格記録は確認できない。また、同社で加入している者の供述及び記録によると、入社してから1年以上経過した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時同社では、入社後すぐには厚生年金保険の資格取得手続を行っていなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所のA社に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番や訂正箇所は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月16日から50年1月16日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A事務所には、昭和45年11月から50年1月まで継続して勤務しており、当時の源泉徴収票を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA事務所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録から、A事務所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない上、事業主自身は、申立期間当時、別の事業所において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、申立人から提出のあった給与所得の源泉徴収票には、事業主の押印が無く、申立人は、自らが作成したものと供述していることに加え、記載された社会保険料控除額は、当時の給与支給額に見合った厚生年金保険料の額とは大きく異なっている。

さらに、申立人及び申立人の後任者は、給与明細書は交付されなかった旨の供述をしている上、事業主は既に死亡しており、申立人の勤務及び厚生年金保険料の控除等の実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない上、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 8 月 21 日から 36 年 5 月 31 日まで  
平成 20 年 5 月に、社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間に係る脱退手当金が支給されたこととなっている旨の説明を受けた。

しかし、私は、脱退手当金をもらった記憶は無いので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 36 年 5 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 20 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、17 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日の 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所が請求手続をした旨の供述をしていることや、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 36 年 9 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 21 日まで  
② 昭和 38 年 5 月 20 日から同年 6 月 20 日まで  
③ 昭和 38 年 6 月 21 日から 40 年 7 月 21 日まで

ねんきん特別便を見て、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、私は脱退手当金をもらっていないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和40年11月5日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社B事業所に昭和41年4月1日から43年7月31日まで勤務していたが、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。間違いなく同社には同年7月末日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業所に昭和43年7月31日まで勤務していたと申し立てているが、同社が保管している人事記録及び雇用保険の加入記録から、申立人が同社同事業所を退職した日は同年7月30日であることが確認できるほか、同社が保管している厚生年金保険被保険者台帳及びC厚生年金基金の申立人に係る厚生年金基金加入員証により、申立人の同社同事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年7月31日であることが確認できる。

一方、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までこれを参入する」とされており、また、同法第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和43年7月31日であり、申立人の主張する同年7月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に



より給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月ごろから 36 年 5 月ごろまで  
② 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 11 月 25 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答をもらった。申立期間①はA社（A社は、申立人の伯父である元事業主の自宅及び当該事業主が経営する事業所と同一所在地。）に、申立期間②はB署にアルバイトとして勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社の申立期間当時の事業主の自宅に住み込み同社に勤務していたと申し立てているが、同社は、社会保険事務所の記録から、平成 8 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、当時の事業主は死亡していること、及び同社の所在地を管理する法務局には同社の商業登記の記録も無く申立期間当時の役員等の連絡先が不明であること等から供述が得られず、同社及び事業主等から申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人は、A社において一緒に勤務していた 3 名の同僚を記憶しているところ、連絡の取れた 2 名の同僚のうち 1 名は、「申立人は当時の事業主が経営する他の事業所でアルバイトとして勤務していたので同社の従業員ではない。」としているほか、「申立人の同社における厚生年金保険の適用状況等については分からない。」としている。残り 1 名は、「申立人は、同社の従業員ではなく、伯父が経営する事業所で仕事を手伝っていたため同社及

び同事業所の厚生年金保険には加入していない。」としているほか、「厚生年金保険に加入していない期間については、厚生年金保険料を控除していなかったのではないか。」としている。

さらに、A社に係る社会保険事務所の事業所別被保険者名簿により申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた1名の従業員は、申立人のことを記憶していないとしている。

- 2 申立期間②について、申立人は、当該期間にB署に勤務していたと申し立てているが、同署の回答では、申立期間当時の従業員に関する資料等を保有していないことなどから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等については確認することができないとしている。

また、申立人がB署において一緒に勤務していたと記憶している1名の上司は、連絡先が不明であることから供述が得られず、当該上司から申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、B署に係る社会保険事務所の事業所別被保険者名簿により申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた6名の従業員は、申立人のことを記憶していないとしている。

加えて、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から同年9月までは国民年金に加入し、その保険料を納付している。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月7日から43年1月30日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和41年3月7日から43年1月30日までの申立期間の記録が無いとの回答をもらった。間違いなく同社には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録によると、同社は、昭和53年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、及び事業主等の連絡先が不明であること等から供述が得られず、同社及び事業主等から、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人がA社において社会保険事務を担当していたと記憶している者及びその他同僚3名は、社会保険事務所の同社における厚生年金被保険者名簿に記録が無いことが確認できる。このうち、連絡の取れた同僚1名は、「申立人の同社における厚生年金保険の適用状況等については分からないが、申立人は、自分が昭和36年10月に入社して1年半位してから入社した。」としており、申立人の供述と一致しない。

さらに、申立人が記憶している従業員以外で、当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員6名は、いずれも申立人のことを記憶していないと供述している。このうち1名は、「当該事業所では、全員が健康保険に加入していたが、厚生年金保険に関しては在職期間が短い従業員が多いことから希望の有無を聞いており、加入しない者がかなりいた。」としている。

加えて、社会保険事務所の記録において、申立人は、申立期間のうち、昭和

41年3月7日から同年8月31日まで、ほかの事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月上旬から 32 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 32 年 11 月 13 日から 35 年 5 月中旬まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社における申立人の同僚の供述から、申立期間当時に同社に勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和 32 年 10 月 1 日に、厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時に、同社は適用事業所となっていない。

また、A社では、同社が厚生年金保険の適用事業所となる以前の期間については、勤務していた従業員から厚生年金保険料を控除していなかったと回答している。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となる以前から同社で勤務していた申立人の同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる以前は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している。

申立期間②について、申立人は、A社に勤務しており、厚生年金保険の被保険者であったことを申し立てている。

しかしながら、A社の当時の事業主及び社会保険事務を担当していた事業主の妻は、申立人を記憶しておらず、会計事務を委託していた会計事務所においても、申立期間当時の資料は保存されていないことから、申立期間当時の申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除等について確認することができな

った。

また、申立人が記憶していたA社における上司及び同僚等5名については、連絡先を把握することができず、申立内容について照会することができなかつた。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入している8名の従業員に照会したところ、5名から回答があったが、申立人の同社における在職時期を記憶している者はおらず、申立期間当時の申立人の勤務実態等を確認することはできなかつた。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月21日から5年6月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社では、申立期間当時の厚生年金保険の関係資料を保存していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については確認できないと回答している。

また、申立人は、「申立期間について、厚生年金保険料をさかのぼって納め、厚生年金保険に加入した。」と供述しているが、申立期間当時のA社の総務担当者は、「申立人の希望により、雇用保険については、さかのぼって加入すべく、社会保険労務士事務所に加入手続を依頼したが、厚生年金保険については、そのような手続は行っていない。」と供述している。

さらに、申立期間当時の複数の申立人の同僚等は、「正社員は厚生年金保険に加入していたが、申立人は、時給のパート勤務であった。」と、A社では、パート勤務の者については、人によって厚生年金保険に加入させていない取扱いをしていた可能性があることを供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る事業主による厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 1 日から 52 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間が厚生年金保険に未加入である旨の回答をもらった。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の同僚の供述から、期間を特定することはできないが、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、申立期間当時、従業員が4人程度であったことを当時の代表取締役の妻及び同僚が供述しており、厚生年金保険の適用要件を欠いていたと推認できる上、社会保険事務所の記録では、同社は、申立期間について適用事業所の手続が行われていないことが確認でき、厚生年金保険に加入していた事実をうかがうことはできない。

また、申立人は、申立期間の一部の期間について、国民健康保険及び国民年金に加入しており、その保険料を納付している上、同社の同僚も、申立期間当時、国民健康保険及び国民年金に加入していたと供述している。

さらに、商業登記簿によると、同社は、平成 19 年 6 月 5 日に既に閉鎖しており、また、代表取締役も死亡していることから、同社及び事業主から申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

このほか、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 19 日から同年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 46 年 4 月から継続して勤務し、給与明細書のとおり申立期間の厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与明細書から、申立人は、同社に入社した昭和 46 年 4 月から退社した同年 6 月まで厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

しかしながら、雇用保険の加入記録では、申立人の同社の資格取得日は昭和 46 年 4 月 1 日、離職日は同年 6 月 20 日となっており、同年 6 月 21 日以降の勤務が確認できない。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 46 年 6 月 21 日であり、申立人の主張する同年 6 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が、昭和 46 年 6 月分の厚生年金保険料を事業主により同年 6 月分の給与から控除されていることが確認できるが、申立期間について、申立人は当該事業所に被保険者として使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A校（定時制）には昭和 62 年 4 月 1 日から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A校は、申立期間当時の再雇用制度について、申立人のように、昭和 62 年度内に 65 歳に到達する者は、厚生年金保険の加入を認めない運用が行われていたとしている。

また、雇用保険の加入記録では昭和 62 年 3 月 31 日にB校を離職したことが確認できる上、同年 4 月 1 日付けで国民健康保険の被保険者資格を取得し、申立期間を含め継続して加入後、平成 20 年 4 月 1 日付けで国民健康保険の資格を喪失したことが確認できる。

さらに、昭和 63 年のA校の 40 周年記念誌の記録では、申立人の同校での在籍は 60 年 4 月 1 日から 61 年 3 月 31 日までの期間の在籍が確認できるのみである。

加えて、社会保険事務所で保管するA校の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が昭和 60 年 4 月 1 日に資格取得し、61 年 4 月 1 日に資格喪失した記録のみが確認でき、申立期間に関する記録は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 12 月 10 日から 23 年 12 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 20 年 12 月 10 日から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった辞令台帳及び在職証明書から、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 23 年 12 月 1 日であり、同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者が申立人のほかに 7 人確認できるものの、この者の多くが既に死亡しているなど、同社における申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することはできなかった。

また、申立人が記憶している同僚の多くが既に死亡しているなど、申立期間当時の申立人に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない。

さらに、事業主は、申立期間当時の給与関係書類を保存しておらず、社会保険事務所への届出等については不明としている。

このほか、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月17日から5年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A病院に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、同病院には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録は確認できないが、A病院から提出された勤務証明書から判断すると、申立人は、申立期間において同病院に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A病院から提出された雇用契約書では、申立人は、申立期間当時、正社員ではなく臨時従業員であったことが確認できる上、申立人の同僚も申立人が臨時従業員であったと供述している。

また、厚生年金保険料の控除については、A病院から提出された申立人に係る平成5年3月の給与支払報告書では、「社会保険料等の金額」欄に保険料額の記載は無く、当時の事業主は、臨時従業員は、厚生年金保険や雇用保険に加入させていなかったと供述している。

さらに、申立人は、申立期間のすべての期間について、国民健康保険及び国民年金に加入しており、いずれの保険料も納付している上、保険料が還付された記録は無い。

このほか、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月ごろから32年3月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚二人及び、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に加入記録が記載されている従業員一人の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社で採炭業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和27年9月1日であり、申立期間の一部は、適用事業所となっていない。

また、申立人は、申立期間当時は請負で働いていたと供述している上、前述の同僚二人及び従業員一人も、申立人は請負で働いていたと供述している。

さらに、申立人は、申立期間当時のA社の従業員の人数を250人から280人であったと供述しているが、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和27年9月の被保険者数は21人、28年8月末の被保険者数は45人程度であり、申立人が供述する当時の労働者数と実際の被保険者数との間に大きな開きが見られる。

加えて、前述の従業員は、申立期間当時は、A社で働く請負の人が多数いたことを記憶しており、他の従業員一人は、請負の人は厚生年金保険に加入していないと思うと供述している上、前述の同僚のうち一人についても、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できないことなどから判断して、申立期間



当時、申立人は同社との請負契約に基づいて採炭業務に従事しており、同社の従業員として厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についてこれを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から 31 年 7 月まで  
② 昭和 31 年 7 月から 32 年 2 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の加入記録が無いとの回答をもらった。両社に勤務していたことは確実なので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①においてはA社に、申立期間②においてはB社にそれぞれ勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が両申立期間同時に勤務していたとするA社、B社のいずれも、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、両社の所在地とされる地域を管轄するいずれの登記所にも商業登記の記録が無い。

また、申立期間①については、申立人は、A社の事業主の氏名を記憶しておらず、同僚についても、一人の姓のみしか記憶していないことから、当時の事業主、従業員の連絡先を確認することができず、これらの者から申立期間①当時の同社の状況、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、社会保険庁の記録で事業主らの厚生年金保険の記録を特定することができず、同社における加入記録を確認することができない。

さらに、申立期間②については、申立人は、B社の事業主の氏名及び、同僚6人のうち1人の氏名と5人の姓又は名を記憶していたが、事業主、従業員の連絡先を確認することができず、これらの者から、申立期間②当時の同社の状況、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができ

ない上、社会保険庁の記録で事業主らの厚生年金保険の記録を特定することができず、同社における加入記録を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。